

中国「国家知識財産権戦略綱要」の解説

2008年6月10日に、中国国務院は、2年間ほど準備した「国家知識財産権戦略綱要」（以下、「綱要」という）を正式に公布した。これは、中国で知的財産権制度を運用し、経済社会の全面的な発展を促進する国家知識財産権戦略が、実施段階に移行したことを表わしている。国家知識財産権戦略は、「1の綱要、20の専門テーマ」からなり、綱要是、全国の知識財産権戦略の宣言、方針及び綱領となる。綱要是、下記のように、前書き、指導方針と戦略目標、戦略の重点、専門任務、戦略の措置といった5つの部分に分けられている。

1. 前書き

前書きの部分には、中国知識財産権戦略の策定背景が紹介される。この部分の内容から、中国では高エネルギー消費、労働密集、環境汚染が日増しに深刻化している持続不能な発展モードから、イノベーションと創造を核心的競争力とする持続可能な発展モードへ移行しなければならないのは緊急になることが反映されている。

2. 指導方針と戦略目標

綱要是、「創造奨励、有効活用、法的保護、科学的管理」を指導方針として、知識財産権戦を実施することを確定し、2020年までに中国を知的財産権の創造・運用・保護・管理の水準が比較的高い国へと整備する方針を明らかにした。また、5年内に自主知的財産権の水準を大幅に高め、その運用効果や保護状況を著しく強化・改善し、社会全体の意識を高く向上させるという段階的目標も立てた。

これらの目標を量的に評価し、確認することができるよう、知識財産権戦略の20の専門テーマの中で、上記の綱要にて立てられた目標について、より詳しくて、具体的に記述することが予想される。

3. 戦略の重点

戦略の重点は、知的財産権制度の整備、知的財産権創造と運用の促進、知的財産権

保護の強化、知的財産権濫用の防止及び知的財産権文化の育成といった 5 つの部分を含めている。

知的財産権制度の整備に関し、「特許法」改正案は、今年、全国人民代表大会の表決に提出する見込みであり、「商標法」改正の下準備の仕事は、既に開始し、かつ全国人民代表大会の直近 5 年の立法計画に組み入れられ、「著作権法」は、将来引き続き改善する必要があり、また 2020 年までに伝統知識、遺伝子資源、民間文芸など、新たな知的財産権分類の立法を完成する予定である。

知的財産権創造と運用の促進について、綱要は、企業が知的財産権創造と運用の主体になるように推進し、かつ財務、金融、投資、政府買付政策及び産業、エネルギー、環境保護政策を運用し、企業による知的財産権の創造と運用をガイドし、サポートすることを初めて提起した。綱要は、知的財産権保護に対する司法の主導作用を明確化し、司法的懲罰を強化し、権利保護のコストを低下し、権利侵害の代価を高めることを指摘した。

4. 専門任務

綱要是、専門任務を、特許、商標、著作権、商業秘密、植物新品種、特定分野の知的財産権及び国防知的財産権といった 7 項目に分け、それぞれ要求を出した。

そのうち、特許について、綱要是、バイオと医薬、情報、新材料、先進製造、先進エネルギー、海洋、資源環境、現代農業、現代交通、航空と宇宙飛行などの技術分野の重点戦略措置を確定することを打ち出した。商標について、商標審査効率を向上し、審査周期を短縮し、審査品質を保証することを明確化した。著作権について、海賊版製品を大規模に生産・販売し、伝播する行為を重点的に取り締まり、海賊版現象を阻止することを指摘した。

また、注意すべきなのは、綱要では、更に地理標識、遺伝子資源、伝統知識と文化、及び民間文芸の保護、開発と利用などを含めた特定分野の知的財産権を発展することを専門任務に組み入れた。

5. 戦略の措置

綱要是、知的財産権創造能力の向上、知的財産権転化運用の奨励、知的財産権法制

建設の促進、知的財産権法律執行レベルの向上、知的財産権行政管理の強化、知的財産権代理サービスの発展、知的財産権人材育成の強化、知財文化建設の推進及び知的財産権分野の国際協力交流の拡大を含めた9項目の戦略を立てた。

そのうち、綱要は、改めて企業を主体とする市場向きの产学研連携の自主知的財産権創造体系を設立することを強調した。これは、知的財産権創造能力を向上させる核心になる。また、知的財産権の法律執行レベルを向上するため、綱要は、知的財産権の民事、行政及び刑事案件を統一に受理する知的財産権専門法廷を設置するのを研究し、知的財産権上訴裁判所の設立を検討することを提示した。中国政府にとって、知的財産権専門法廷と知的財産権上訴裁判所の設立に関して、政策性の文書で指導意見を出したのは、初めてのことである。脚光を浴びていると共に、期待も寄せられている。また、綱要は、上記の目標を含む他、更に現行の司法解釈を整備し、司法鑑定、専門家証人、技術調査などの訴訟制度を設立・完備化し、強制ライセンスに関する規定を完備化し、知的財産権の訴前臨時措置に関する制度を整えるといった目標を含めています。

総じて言うと、今回に公布した知識財産権戦略綱要は、主にマクロの視点から、知的財産権制度の最適化、体制、放棄及び政策の整合と協調、予備警告メカニズムの設立及び情報サービス体系などから、長期間計画を打ち出している。そのため、この綱要是、具体的な項目には力を入れるではなく、政策、制度設計、観念、体制などから、中国の将来の知的財産権制度の構築と完備に、戦略指導を提供しているのである。